

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※個人番号又は法人番号は令和7年1月1日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届出のみ記入してください。

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

8